

平成 2 5 年 1 0 月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

会 議 記 録

平成25年10月城南衛生管理組合議会廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

開催日時 平成25年10月17日（木）午前10時

開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員（11人）

委員長	中坊 陽
副委員長	土居 一豊
委員	田辺 勇気
委員	山本 邦夫
委員	内田 文夫
委員	堤 健三
委員	八島フジエ
委員	浅見 健二
委員	荻原 豊久
委員	長野恵津子
委員	矢野友次郎
議長	関谷 智子（オブザーバー）

説明のため出席した者

専任副管理者	竹内 啓雄
事業部長	寺島 修治
施設部長	浅田 清晴
事業部理事	清水 孝一
施設部次長	福井 均
財政課長	杉崎 雅俊
施設課長	川島 修啓
新折居清掃工場	
建設推進課長	福西 博
グリーンヒル	
三郷山所長	長村 優
グリーンヒル	
三郷山主幹	親見 善人
新折居清掃工場	
建設推進課主幹	田川 広一
施設課主幹	池本 篤史
施設課主幹	馬淵 武志
新折居清掃工場	
建設推進主査	長野満佐志

職務のため出席した者

議会事務局長	太田 博
--------	------

1) 議 題

- 1 折居清掃工場更新施設整備運営事業について
 - ①これまでの経過と今後の予定
 - ②事業者選定委員会の設置について
 - ③実施方針（案）等について
- 2 奥山埋立処分地排水処理施設復旧事業について

午前10時00分開議

○中坊 陽委員長 それでは、ただ今から、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者より挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 本日、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては大変お忙しい中、ご参集賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、関谷議長におかれましては、ご多忙の中、ご臨席賜りましてまことにありがとうございます。

また、去る10月12日土曜日の貴重な時間をいただきまして、両常任委員会連合審査会におきまして、折居清掃工場における事案についてこれまでの経過、また再発防止に向けた事故調査等委員会の最終報告書を提出し、ご説明させていただきました。議員の皆様から頂戴いたしました貴重なご意見、ご指導を念頭に置きまして、組織を根本から見直すための教訓とし、1日も早く住民の皆様からの信頼を取り戻すため取り組んでいく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご報告をいたしたく存じておりますのは、1つは将来の廃棄物の処理と工場運営に万全を期するため、計画を進めてまいりました折居清掃工場更新施設整備運営事業でございますが、議員の皆様にはこの6月に交代されました方もおられますので、改めてこれまでの経過と今後の予定についてご説明をさせていただき、事業者選定委員会の設置など、今後の計画概要をご報告したいと存じております。

2つ目の奥山埋立処分地排水処理施設復旧事業につきましてでございます。京都府山城北保健所から措置・改善命令を受けまして、来年9月11日の履行期限までに処理施設を現行の許可及び届け出どおりに稼働させる復旧事業が組織の最重要課題となっております。その復旧事業計画の概要につきまして、ご報告をさせていただきたいと存じます。

それでは、本日配付を申し上げます委員会資料に沿って、担当部長よりご報告を申し上げさせていただきたいと存じますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○中坊 陽委員長 それでは、議題 1、折居清掃工場更新施設運営事業についての説明を求めます。

浅田施設部長。

○浅田清晴施設部長 折居清掃工場更新施設整備運営事業、以下、本事業と言わせていただきますが、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

最初に、1 ページのこれまでの経過と今後の予定から、1 つ目の基本方針の策定から事業方式の検討についてですが、平成 23 年度には更新施設の建設場所や建設事業に係るスケジュールなどの主要計画である折居清掃工場更新事業基本計画を作成いたしました。

また、平成 24 年度においては、更新施設の整備及び運営を効率的かつ効果的に実施するための事業方式を選択するため、PFI 導入可能性調査を実施し、現折居清掃工場やクリーン 21 長谷山と同じ公設公営方式や PFI 法、いわゆる民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく民設民営方式などの事業手法について比較検討を行いました。

その結果、最も事業効果の高い方法である公設民営方式、いわゆる DBO 方式を採用することとし、施設の建設と 20 年間の長期運営、維持管理を一括して発注することとしました。

次に、2 つ目の実施方針、要求水準書の策定・公表についてですが、本事業は DBO 方式で行うこととしているため、建設プラス長期運営を総合評価方式にて一括契約で行うことから、学識経験者等で構成する折居清掃工場更新施設整備運営事業者選定委員会を設置し、事業の実施方針の策定から落札者決定に至るまでの審議を願うこととしております。

また、この事業は PFI 法に準じて進めることになるため、事業者を公募する前に本事業の公平かつ適正な実施及び事業の基本計画を広く周知する必要があるため、本事業の実施方針と事業を実施するための基本仕様となる要求水準書を今年 12 月に公表する予定といたしております。

次に、3 つ目の特定事業の選定・入札公告についてですが、実施方針及び要求水準書を公表した後、DBO 方式と公設公営方式の総事業費の財政負担等を客観的に改めて評価し、DBO 方式での実施が適切な事業である特定事業として平成 26 年 3 月に選定し、また債務負担行為及び予定価格もあわせて設定することとしています。

その後、平成 26 年 4 月には特定事業の選定を公表するとともに、入札説明書、要求水準書、各種契約書等及び落札者決定基準について事業者選定委員会による審議を公表するとともに、入札公告を行い、入札参加事業者の公募を予定いたしております。

次に、4 つ目の落札者の決定についてですが、平成 26 年 6 月から平成 27 年 1 月までの間、事業者選定委員会において応募してきた事業者からの提案書等を総合評価した後、落札者を決定する予定としております。

続きまして、2 ページの事業者選定委員会の設置についてであります。本事業を DBO 方式により実施するに当たり、最もすぐれた民間事業者を総合評価一般競争入札により客観性、透明性の高い落札者選定プロセスにより落札者を決定させるため、地方自

治法第138条の4第3項の規定に基づき、管理者の附属機関として委員会を設置することとし、条例制定を行うものであります。

なお、委員会のメンバーといたしましては、地方自治法施行令第167条10の2第5項により、学識経験者の意見を聞くこととなっていることから、環境分野等、専門の学識経験者3名に当組合職員2名を加えた5名で構成することといたしております。

続きまして、3ページの実施方針等についてであります。実施方針、要求水準書の概要についてご説明させていただきます。詳細につきましては、要約版を参考資料として添付させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、PFI法では、先ほども説明しましたが、どういう事業を行うかということ特定事業と表現していますのでよろしくお願いします。

初めに、(1)の特定事業の選定関係について、アの新施設の概要ですが、主なもので供用開始予定を平成30年4月1日、処理方式をストーカ方式、処理能力を日量57.5トン掛ける2炉の合計115トンなどとし、発電設備を設置することにしております。

イでは、設計・施工及び現工場解体、20年間の運営、維持管理業務を事業内容としています。

ウでは、事業費について、平成26年4月の入札公告時に予定価格の事前公表をするとしております。

エでは、事業方式について、DBO方式が適切であることを公表するとしています。

また、オでは、新工場は平成60年度までの30年間稼働を念頭に、余熱等エネルギーの活用や環境学習の施設を目指す内容を主な基本事項としております。

次に、4ページの(2)事業者の選定関係について、アでは選定方式として総合評価一般競争入札で、提案内容の価格面、技術面を総合的に評価するとしています。

イでは、審査体制として、事業者選定委員会を附属機関として設置するとしています。

ウでは、応募者の著作権保護に留意することとしています。

次に、(3)の事業の適正・確実な実施の確保関係についてであります。アでは組合による事業実施状況の監視として、設計・施工段階では120日以上を試運転後の引き渡し性能試験で実施する。

また、運営段階では排ガス濃度の管理基準に加えて、要管理基準の適合を検証することと、運営事業者の経営状況も確認することなどを明確にしております。

なお、地元への配慮として、地元雇用や地元企業からの工事や材料の調達等について配慮することとしています。

次に、(4)の事業継続が困難な場合の措置関係についてでございますが、運営業務委託契約に責任の所在及び対応方法を明文化することとしております。

次に、(5)の特定事業の実施に必要な事項関係についてですが、実施方針の公表等、その他事業に関する情報は当組合ホームページで適宜公表することとしております。

以上が本事業の概要でございますが、添付いたしております資料について少し説明をさせていただきます。

まず、参考資料1の本事業の実施方針ですが、2ページには民間事業者が実施する業務の範囲を記載しております。今までの方法と大きく違うところは、ごみの受付管理や施設の運転管理及び維持管理、余熱利用、搬出管理、さらには施設運営に関する情報管

理及び公開など、施設運營業務全般を民間事業者の業務範囲としているところでございます。その運營業務のためにSPCという特別目的会社を設立させ、20年間の長期運営・維持管理業務を任すことになります。

3ページには民間事業者の募集及び選定スケジュールとして、平成26年4月に入札公告・募集要項の公表を行い、入札参加者を公募し、同年6月から平成27年1月までの間に入札参加資格審査や対面的対話、事業者ヒアリングなどを行い、落札者を決定後、議会の議決を経て、事業契約の締結を行うこととしております。

6ページから7ページには、事業全般に係る組合と民間事業者に係るリスク分担表を記載いたしておりますので、またご参照ください。

次に、参考資料2の本事業の要求水準書についてですが、ここでは本事業に係る仕様書的な内容を記載いたしております。本事業の入札に参加する事業者は、この要求水準書等をベースに事業及び価格提案書等を提出することになるものでございます。

以上、簡単ではございますが、折居清掃工場更新施設整備運営事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 1つ訂正させていただきます。冒頭でのご挨拶の中で、本報告事業のうちの2つ目の奥山埋立処分地排水処理施設復旧事業について、京都府山城北保健所からの措置改善命令を受け、来年9月11日の履行期限までと申し上げましたが、誤りでございまして、来年9月10日の履行期限までにでございました。訂正しておわびを申し上げます。

○中坊 陽委員長 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。

田辺委員。

○田辺勇氣委員 おはようございます。今ご説明をいただいて、公設民営方式による運営に向けた計画を作成されるということなんですけれども、説明の中で、20年という契約期間が説明されましたけれども、こういうDBO方式による契約で20年というのは、根拠はどこから20年という年数を出されたのか、まずその辺を教えていただきたいのと、あとそれから、入札されてから民間事業者を選定されるわけなんですけれども、先日の折居の問題のときに、先週でしたか、工場運転の技術や知識の継承面がおろそかになっていて、日常のOJT活動も不足していきっているという今の衛管の状況がある中で、そういった課題を抱えながら、どうやって民間事業所を正しく選定していくのかというのは非常に大きな問題だと思うんですけれども、その辺のお考えについてお聞かせをください。

以上です。

○中坊 陽委員長 答弁をお願いします。

福西新折居課長。

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 20年間のDBO方式での運営の理由につきましてお答えさせていただきます。

20年間につきましては、今DBO方式でやられている他の自治体のほとんどが15年もしくは20年間でやられているということでございまして、20年間の特徴としましては、民間のノウハウを生かしてどうやって運転していくかということでございますので、短い3年とか5年のスパンでは民間のノウハウがあんまり生かせないということで、長期運営していただくことによりまして施設の安心・安全な運転と民間のノウハウが生かせるような運転計画となっておりますので、長期にわたって工場を見ていただくという計画と、あと安定な財政の方のこともございまして、運転の経費が一定に計算できるという特徴もございます。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 清水事業部理事。

○清水孝一事業部理事 連合審査会等で折居の事案を受けてOJT活動が不足しているというような点でございますが、今回の折居の更新によりまして民間会社が工場運営を行いますので、その行っている状況をモニタリングする必要もございまして、現時点では数まで確定しておりませんが、職員の配置が必要となってまいります。そのモニタリングするために工場運営に対する知識、技術というのが当然不可欠でございますので、同じストーカ炉であるクリーン21長谷山、ここにおいては現行の運営方式を一部委託はしておりますけれども、継続いたしますが、そこにおいて知識、技術そういうものが継承可能な体制を構築してまいりたいと考えております。

事故調査委員会の報告書の中では、工場に配置する職員数が減少して、そういうふうな継承がおろそかになっている面があると。確かに委員がおっしゃるように、OJT活動も不足してきているというご意見もいただいておりますので、そのご意見も十分に踏まえた上で、知識、技術が継承できる体制。それと、加えて職員が自ら職務能力の向上に積極的に取り組める体制を構築していくことで、この20年間における知識、技術力というのを蓄えていくと考えておるところです。

○中坊 陽委員長 田辺委員。

○田辺勇氣委員 ありがとうございます。その20年間という期間については、当然これ、民間事業者さんが運営される中で、この間ずっと説明をされてきて、今もありましたような、例えばOJT活動の不足とか、あるいは技術の継承とか、そういう意味でいうと、長いスパンで見ると、民間事業者が運営していくとコストの面を削減することも出てくると思います。

その中で心配なのは、この前の連合審査会でご説明いただいたような状況が、民間事業者が運営することによって同じことがこの民間事業者で起きてはいけないんじゃないかということですね。20年というスパンで、そういう将来のことも考えていくと、

その辺もきっちりと城南衛管として、先ほど城南衛管の職員さんも工場に配置するというご答弁がありましたけれども、そういったところをしっかりと見られる体制というのはつくっていただきたいですし、その20年が妥当なのかどうかというのは、僕はこの資料を見せていただいたときに、20年というのは結構長いんだなと。これぐらいの期間を契約するというのは、果たしてどうなのかと、初めて聞いたような感じがしたので、20年契約というのは。その辺でちょっと心配になったので質問をさせていただきましたけれども、この20年というのは、じゃ、妥当であるとお考えなわけですね。その辺だけ最後、確認の意味でお願いします。

○中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 整備後の運営期間として20年を予定しているということは、昨年度PFI導入可能性調査をやりましたときに、一応その前提でそれぞれの方式についてのVFMというんですけど、事業効果の評価をしておるところでございますので、20年ということが、その時点でまだ導入可能性調査でございますので、1つの前提として設定したということではございましたけれども、あわせて、そのときのご説明で、この間、他の自治体、全国的にもこの24年度の発注を見た場合に大半がこのDBO方式、しかも期間は20年というのが大体の主流であるということもご説明をさせていただいたかと思います。

長期にわたって民間に任すというのは、先ほど課長が申し上げましたように5年とか10年といった場合に、本当に責任を持ってきっちりと機械のメンテナンスをしながら、最もその施設が100%機能を発揮できるように維持してもらおうと思えば、こうした焼却施設の耐用年数というのは、25年から大体30年ぐらいはもつというようなところでつくられているのが一般的でございますので、20年というのは決してそういう意味では長い期間ではないと考えております。そういった意味で、民間事業者にも責任を持たせて30年間稼働できると、こういうことを前提にそのうちの20年間をしっかりと任せていくと、こういう考え方に立っております。

確かに20年と申し上げますと、長いというのは一般的にそういう感じであろうかと思いますが、実際に焼却炉の運営そのものの寿命、そしてメンテナンスの内容、またそのメンテナンスの回数、いろいろなことを考えますと、やはりこれぐらいの期間で任すことが最もDBOの効果があらわれる期間だろうと考えております。

そのためにもしっかりと我々行政側でモニタリングができる、そしてまたそのモニタリングができる力を、先ほど理事が申し上げましたように、私どもの場合は何といいましても、クリーン21長谷山の方が主力焼却炉として位置づけておりますので、そしてまた今後、新しく粗大ごみの処理施設も新築されますし、またそういった中で新しい業務も入ってまいります。長谷山エリアを1つの拠点として、そこでしっかりと技術継承、そして人材の育成ができるような体制を考えていきたい、そのように思っております。

○中坊 陽委員長 田辺委員。

○田辺勇気委員 ありがとうございます。最後は要望なんですけれども、20年間のモニタリング、20年間で城南衛管としてはモニタリング、監督責任というか、しっかりと管理をされると思うんですけれども、何回も言うように、先ほどから出ています工場運転の技術、知識の継承面がおろそかになっているという報告が今上がっている現状の中で、やっぱりまずそこをきっちりと、この10年間ぐらいでまた退職者もたくさん出られると思うんですけれども、残られる職員さん、20年後に残っておられる職員さんというのはやっぱり今でいえば30代、40代の方ばかりですよ。その方々が中心になってしっかりと管理、監督ができるような体制をつくるためにも、現状の城南衛管が抱えているような課題というのはしっかりと早急に解決していただきながら、この新折居の工場については、適正な運営に努められるようにしっかりと準備をしていただきたいということを要望させていただいて終わります。

○中坊 陽委員長 ほかに質問はありますか。
矢野委員。

○矢野友次郎委員 もう1つわからないので、確認みたいなことになろうかと思いますが、それではこの参考1の図面の事業概要というところに図面みたいなものが下に描いてあるんですが、最終的にこの事業運営はここにあります運営事業者（特別目的会社）というのが実際に将来は運営されるという位置づけだと思うんですけれども、それまでにこれの3ページ目に事業の契約の締結というのが平成27年4月、ほんで、建設についても民間事業者が責任を持ってやられるのか、組合の方が責任を持ってと、その辺の度合いというんですか。

それから、この運営事業会社が実際に事業供用されるのは平成30年ということになっておるんですが、設立というのはいつ頃をめどにされるのか。

それから、解体工事もそこに含まれるようなことが、これによると何かそうなると思うんですけれども、解体工事なりを含めた関係と現在の衛管との関係。

それから、今日まで周辺の環境アセスされたこととの関連性、ちょっとこの辺についてもう一度ご説明いただきたいと思います。

○中坊 陽委員長 福西課長。

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 建設について、民間がやられるかということではありますが、建設と運営を含めて一括契約しますので、民間の方でやられます。資金は、公共の方で出しますが、建設は民間がやるということでございます。

続きまして、SPCの設立の件ですが、SPCにつきましては平成30年度4月から運転が始まりますので、その半年前ぐらいまでには設立していくように協定を結んでいきたいと思っております。

続きまして、環境影響評価の件のことですが、建設中も建設後におきまして、これにつきましては事後調査というのを行いますので、建設中におきましても環境影響につきましては調査も行いますし、建設後も事後調査を行うような予定としております。

あと、運転と現工場の関係につきましては、平成30年度の4月までは現工場を運転しますので、動線計画等を行いまして、双方かち合わないような動線計画を計画しておりますので、運転しながら建設するということになります。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 矢野委員。

○矢野友次郎委員 ということは、建設中も民間に任すといえども、その発注元みたいなのがこちらに、発注元というたらおかしいかな。契約に基づきますから発注元は民間になるか知りませんが、そのもう1つ上の次元的なやつは衛管があるという理解でいいんでしょうか。というのは、そこに何か問題があったときに、そっちの民間のその現地の方に言うてくれということになんのんか。やっぱり窓口としては、こちらの方は新工場建設何とかという1つの窓口を組織的にも設けられて対応されるというのが、私は本来のやり方やないかなと思うんですけども、建設なり何かは民間でされますが、やはり事業そのものの契約的な発注元というのはこちらやと思いますので、その辺にあわせての衛管としての窓口的なものはどうされるのか。

それから、今SPCというんですか、特別目的会社の発注が半年ほど前だと。ほんと、これについても全く民間なんでしょうか。こと今までのこちらの方のおられる職員さんとが何とか併合でもって、こういう民間会社をつくれるのか。昨年ですか、名古屋の方に見せていただいたときも、何人かはこういう組合的な人も行っておられましたし、多分工場の関係者も向こうの方でおられたように私は記憶しておるんですが、この運営事業者と、できます目的会社というのは、まだ詳細はわからないと思うんですが、それについての構成的なことはどのように考えられているのか。

それから、先ほどちょっと中で、30年4月からこのことが併合しますので、それまでは現行の今のものが稼働していく。30年から新しいものができます。30年以降に古い方が解体をされると。その解体についても、これは新会社が見られるということでいいんですね。ちょっともう1回そこだけ確認をさせていただきたいと思います。

それと、あわせて環境評価も事後評価もされるということですので、そういうことについての管理、監督というのはやはり衛管の方がお持ちだという感覚でええんでしょうか。ちょっともう一度、すいませんが。

○中坊 陽委員長 福西課長。

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 建設中、解体も含めたものですが、こういうことにつきましては、事業に係るリスク分担ということを6ページ、7ページで述べさせてもらっていますが、第三賠償責任とか各種の設計の変更とか、いろいろな条件がありますので、これにつきましては公共が見るのか民間が見るのか、役割分担を明確にしていまして監視していくということでございます。

SPCについての運転なんですけれども、これは全く民間で運転していただくことになっています。用品の購入から機器の修理を含めて全部です。これとの公共との関係に

つきましては、先ほど言わせてもらいましたけれども、モニタリングということで厳しく監視、公害監視とかを含めまして、そういうことをやっていくということで、運転状況については常に監視していくと。工場の方の立ち会いも入ってきますので、ちゃんと工場をきれいにされているとか、いろいろにつきましては公共がかかわっていくようにさせてもらいます。

事後評価につきましては、民間の方でいろいろ資料も出してもらいまして、こちらの方でちゃんとやっていくことになります。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 補足をさせていただきます。委員のご質問で、建設中のいろいろな問題については行政がきっちりと対応してもらえるのかという趣旨のご質問でありまして、若干今の課長の方の説明では、先ほどの民間とのリスク分担ということを上申しましたけれども、それは施設を建設して運営に当たって行政側と運営側とがリスクをどういうふうに分担していくかということでございまして、もちろんこれをD B Oとは申し上げていますけれども、純然たるP F Iではございません。公共の我々が資金を出して、我々が発注者となって、我々の責任で施設を建設してもらおうと。そういった意味では、施設の建設のそのものについては今までのやり方で、請負契約で施設を建設するようなものと全く同じでございます。

違うのは、今回は施設の建設だけではなくに、建設後の運営も含めて一括して公共側が資金を提供して発注をすると、こういう形がD B O方式ということでの違いがあるということです。したがって、施設を建設するに当たっては、当然発注者は組合でございまして、それに関連していろいろな問題は、これまでから行政で対応している部分については同じように行政が対応するということになろうと思います。

○中坊 陽委員長 矢野委員。

○矢野友次郎委員 いずれにしても、我々もこれを聞くのも実際に当たってのことについては初めてだし、特に組合さんの方も初めての取り組みやと思いますので、その辺は議会側ともまた十分いろいろご報告もいただきながら進めていただきますことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○中坊 陽委員長 ほかにありますか。

浅見委員。

○浅見健二委員 ちょっと教えていただきたいんですが、この施設は耐用年数は30年ですね。当面の契約は20年と考えていいんですね。そうすると、まずこの20年契約やけれども、物価の変動もありますから、そういう意味では20年は契約やけれども、毎年その維持経費とか労働者の賃金等も含めてですけれども、そういうのは更新をしてい

くということなんですか。それを20年間パックで年間何ぼ払いと、こんな支払い契約というふうになるんでしょうか。

それから、嫌なことを考えたらいかんのですけど、途中でその委託会社が簡単に言うたら倒産とか、そういうことが考えられないのか。もしあった場合に、それはどのように対処なさるのか、その辺をちょっと教えていただきたいのと。

それから、30年の耐用ですから20年を過ぎると再契約並びに一般も含めて、契約のし直しということになるんでしょうか。その辺をちょっと教えてもらえませんか。

○中坊 陽委員長 福西課長。

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 30年間の耐用のことですけれども、20年間の運転で、そういう物価変動とかありましたらどうするかということでございますが、実施方針の6ページに書かせていただいたリスク分担の中で、物価変動リスクというのがございまして、一定の範囲内の変動では民間が見なさいとなっております。あまりにも大きな物価変動がありましたら、また話し合って決めていこうということになっております。

続きまして、倒産につきましてですが、倒産のこともここにも書かせていただいています。それにつきまして、SPCが倒産したら次のところを見つけるとか、出資に関しましても、建設しましたプラントメーカーが50%以上の出資ということもございまして責任を持つ、そこの一部の協賛企業なんかがつぶれましたら大きい出資のところがつぶれるとか。運営の仕方としましてはサービス提供型といいまして、毎年組合から一定の運営に関しての資金を払います。城南衛管が3市3町から分担金をいただいて運営しているのと一緒でございまして、SPCに城南衛管から一定の額、オーバーホール代とかを渡しますので、倒産というのはあまり考えられないです。運転の資金を毎年こちらの方でサービスに対して渡します。倒産というのは、独立採算型とか病院で独自経営しているというものがございまして。そういうDBOに関しては倒産ということも考えられますが、こういう広域処理施設では今まで倒産したということもありません。

以上でございます。

すいません、20年後の再契約につきましては20年後にもう1回契約するか、もう一度継続するか、その辺は今後協議していくとしますが、20年後、工場施設に関しては5年間長期大規模補修をしなくていいように引き渡しをなさいよということになっております。これに関しましては、3年前ぐらいに精密機能検査を行いまして、機能が維持されているかどうかを見まして、ぼろぼろになって渡したらあきませんよ。新しいほどではございませんが、機能が落ちている分は全部改修して渡していきなさい。向こう5年間は長期大規模補修はこちらの方でお金をかけて修理することはないようにして引き渡ししなさいよということでございますので、20年後にはどうするかということ、また再契約するか、または入札するかというのは考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員　ほんなら、そうするとふだんの維持管理とか、そういう経費についてはその都度衛管が手当てをするということなんですね。そうすると、相手方のやるのは運転業務にまつわる労働者の賃金とか、そういうものが主になるということなんですか。そうすると、最近は労働者の賃金もあんまり横ばいというよりも、むしろよくない傾向のようですけども、これがかつての賃上げのような状況があれば、その都度手当てをしていくと考えていいんでしょうか。

それから、その30年引き渡す場合に、それなりの施設の能力があるということを持して渡しなさいということになっておると、もし仮にそのときにA社からB社へ代わるということになると、A社の負担というのが相当出ると考えるんですが、そうすると、随契という格好になるような気がするんです。例えば、20年間事なきを得て、非常に優秀に仮に管理をしてもろうたとしたら、そこが随契でいくということで、競争入札なんか考えられないと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○中坊 陽委員長　竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者　要するに、20年間の運営経費というのは設備の整備も、それから運転管理、これは人件費になろうかと思えますけれども、そういったものも全部含めて建設の費用と20年間の運転費用全部ひくくめて価格面と非価格面とを評価して、総合評価方式で決定いたしますので、その時点で一定の額というものは決まります。それはそれで、例えば私どもはそれでやりますという形で応募がある。その応募があつてどこかが決まれば、その決めた範囲の中でやっていってもらう、これが基本でございます。

ただ、倒産の関係で言いますと、先ほど課長が言いましたように、PFI法的な事業でも独立採算でやりなさいよ、病院経営であるとか、あるいは何とか経営であるとか、一定の収入があつて、その収入の中で自分のところの会社の裁量でやっていきなさいよという事業であると、場合によっては経営に失敗して倒産をするということはあるかも知れませんが、今回の場合は20年間の施設の整備と運転も含めて、我が社はこれだけでやりますという形で提案をしますので、基本的にはその範囲の中でやっていただくので、それに必要な維持費用、運転費用というのは毎年度、当然組合として当初は債務負担行為で議会のご承認を得ますけれども、その中で毎年度必要な運転経費は当然支払いはするという。その中で会社をやっていってもらうと。その限りにおいては、特にリスクはないと思います。

しかし、例えば誰かが使い込んでしまって資金がどこかへ行ってしまったとか、そういう特定目的会社で何かそういったことがあつたときに、こちらが提供した委託費が全然別のところに使われてしまって、その会社の存続について危ういことが全くないとも限りませんが、そこについては特定目的会社をつくるときに、この事業をする企業が50%以上の出資をして必ずそこで責任を持たせる、あるいはいろいろなその他の保険なども担保をさせる。その辺のリスクは提案をされる企業がどんな特定目的会社の安定性について、どういう仕組みをしているかということも総合評価の中身として評価

をしていきたいし、技術的に最もすぐれているし、また安定性においても最もすぐれているしというところをできるだけ選んでいきたいと思っております。

それから、いろいろな物価の変動であるとか賃金の変動であるとか、あるいは税制度の変更であるとか、これはどちらがそのリスクを負担すべきかという部分につきまして、きっちりとリスク負担、分担の中で決めていきたいと考えております。

○浅見健二委員 結構です。

○中坊 陽委員長 ほかに質問はありますか。

山本委員、何点ほど。

○山本邦夫委員 七、八ぐらいかな。

○中坊 陽委員長 途中で切ってくれはりますか？

○山本邦夫委員 切る？

○中坊 陽委員長 4つぐらい、5つ目ぐらいで。答弁がちょっと混乱するようなので。

○山本邦夫委員 ほんなら、大きい話と細かい話と。

○中坊 陽委員長 内容のあれは任せておきます。

○山本邦夫委員 はい。

○中坊 陽委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 いろいろご配慮いただきましてありがとうございます。

まず、さっきから出ていましたけど、20年の契約というのに対して、ものすごい僕は不安を持っていますけれども、先ほど出た質問にもかかわりますけど、折居のこの間の事故、事件の関係で先ほども出ましたけれども、技術の継承という問題が事故調の報告でもあったばかりで、今回の説明、折居の清掃工場の問題と、まずこの間の折居での排ガスのデータ改ざんの問題との関係でいえば、教訓は僕は生かすべきだと思うんですが、僕自身は今の評価としては今回の件には全く生かされていないと思っているんですが、ちょっと抽象的ですけども、データ改ざん事件の、特に最後の技術継承という問題について、どういうふうにここに今日の報告に反映されているのか教えてください。

それから、幾つかどこか忘れちゃったけれども、浜松か名古屋とか、ああいったところの視察だったかと思えますけれども、議会とかのかかわりとか職員のかかわりなんかでも、浜松でしたっけ、ほんまに清掃工場の中の一角に詰所みたいなところに組合の職員がち

よこっと思ってるだけ。我々が視察に行っても職員自体は全く説明できない、皆、運営会社の方が説明をするのがほとんどだったと思うんですよ。それは運営すれば、こういう総括方式で委託をすればそういうふうになると思いますけれども、それで本当に技術の継承というのが衛管内部でどうやって保障できるの。始まって数年しかたっていないところでも既にそんなことが起こっているのに、そこは技術の継承を図っていきますということを言われても、既に現実先行しているところは破綻をしているわけですよね。我々が質問をしても職員は答えられないんですよ。民間会社が答えざるを得ないというふうになってきて、じゃ、その職員のかかわりの問題、モニタリングでしたっけ、というようなことで先ほどおっしゃっていましたが、それは本当に炉のいろいろなことが手のひらに乗ってくるのかというのは疑問に思わざるを得ないんですけどね。

わかりやすく言えば、議会に対する説明責任というのはどこが負うのか。例えば、こういう場で運営事業者はここに出てくるのかどうかとか、いろいろな詳細について質問をしたときに誰が答えるのかというのは、ちょっと議会への説明責任という角度で教えていただけないでしょうか。

それから、時間もあれなのでちょっとはしりますけれども、長期契約の20年の根拠についてはそれなりの説明をされて、短ければ民間のノウハウが生かされないと、それを生かすんだということですけど、逆に言えば、20年という長期契約をしてしまうと、公のノウハウは失ってしまうんですね。これも民間ノウハウを生かすことを優先すれば公はかわらないわけだから、ノウハウは確実に失ってしまうわけですよ。1点目とかかわってくるかもしれませんが、その点で当初メリット、デメリットということでお聞きしようと思ったんですけども、メリットについては先ほどお答えされたので、デメリットというのは衛管としてはどう考えているのか、デメリットは全くないのか。今ここへ出ているのは、僕はデメリットの幾つかの1つだと思うんです。その辺については、衛管としてはどういうふうに考えているのか教えてください。

それから、15年、20年の契約がほとんどということでおっしゃっていたんですけど、最近どうなのかわかりませんが、せいぜい5年とか10年、15年が一部あったかなと思うんですけど、20年というのは特段長いと思うんです。ほとんどとか、そういう抽象的な言い方じゃなくて、具体的にこの数年間で皆さんが調べられた事例の中で、何件の焼却炉の更新建設があって、その中で何件が20年なのか15年なのか5年なのか、直営もあるでしょう。そういうことはもう少しデータとしてお示しいただけないでしょうか。

それから、この場合には日立造船が得意さんで、今回もおそらくそういう名前は上がってくるだろうと思いますけれども、日立造船とそのグループが長期契約をしている事例というのは全国どこであるのか、つかんでおられる範囲でいいですので教えてください。

それから、実施方針の先ほどから出ていた1ページの図、その中で落札者で四角で枠で囲って構成員として代表企業、その他企業、ほんでその2つのところの枠と、その外に落札者の中のところに協力企業というのがあって、ここが具体的には運営事業者として受託をすると。仮に日立造船とすれば、日立造船グループという形で、建設の場合やったらジョイントベンチャーでくっついて共同体をつくって受注したりしますけど、

今回の場合の落札者というのは、例えば日立造船とか、それからタクマとか、個々のプラントメーカー単体とするのか、それともその企業グループ、我々はこの会社と運営事業者を設立するこのメンバーでつくりますという形で契約をするのか、教えていただきたい。

2回目もはしょって何でそんなこと聞くのかと言ったときに、運営事業者は先ほどの説明のとおり、サービス提供型ですから必要な経費は公から投入しますからそれが倒産することはないんです。ところが、運営事業者というのは当然出資の形態をとりますから、もともとの受注企業が倒産することというのは可能性はあるわけですね。例えばサービス提供でお金を投入するからといって受注したプラントメーカーが倒産することはないということを誰も断言できないですよ。プラントメーカーだって撤退することだってありますから、そのところの運営事業者は倒産する心配はないかもしれないけれども、そこを出資している会社は、例えばリストラで事業撤退をしていくとか、それから企業買収によって違う会社が変わっていくとかいうふうになったときには、落札した会社と違うところが20年間運営会社として残ってくるというのは、契約としては成り立つのかどうかです。資本関係があれば、それで契約は移行できるんだと。随契とか、そういう形でやればいいですけど、入札としては既にその時点で資格がないんじゃないかなと思うんですけども、将来のそういう企業買収とかリストラとか資本の撤退とか、そういう問題については、この契約ではどういうふうに考えていくのか、ちょっと疑問。この制度自体の根本的な、衛管が抱えている問題じゃなくて、この制度自体がそういうことをどういうふうに想定しているのかという問題があるんですが、ちょっとそのあたりを教えてください。とりあえずそこで切って。

○中坊 陽委員長 清水理事。

○清水孝一事業部理事 今、折居の事故調を受けて、本質的にそういう知識技術の継承ができるのかというご質問です。現在、折居工場を例えて申しましたら、21名の職員がおりますが、14名が正職員で、あと7名が再任用職員、その再任用職員でも週半分勤務の者が2人と、週3日勤務の者が4名、確かに今回の委託、行政改革によりまして、そういう職員の配置、相当分はしておりますけれども、ただOJTが不十分だという点で申しましたら、一番業務をよく知っている再任用職員をどのように活用するのかと。それで言いましたら、例えば週3日しか来ない者と週半分しか来ない者等がありますので、今はそこはOJTがなかなか進んでいないという実態が聞き取り等でわかってまいりました。ですから、今業務に当たっている以外に、例えばそこにOJT活動ができるような者を配置するのか、または新しいコンプライアンス体制を推進する組織の構築という部分で申しましたら、新しい所属をつくって、その所属でそういう所属に例えばコーチングに行くような者をつけるのか。今の時点では人の関係がありますので、来年度に向けましてそういう人の配置もする必要がありますので、今の段階で考えておりますのは今回で言いましたら、全体のレベルアップとともにコーチングによる個々のレベルアップと、その2つの手法を用いて工場全体の底上げを図っていきたいと考えておりますけれども、現時点においては人の手配がございますので、今の段階で例えばどうい

う形ですというところまでには至っておりませんので、具体的なところまでは申し上げられないということでご理解いただきたいと思います。

○中坊 陽委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 2点目にご質問をいただきました議会に対する説明責任の関係でございませうけれども、こちらにつきましては、当然DBO設置というのは公設民営ということで城南衛生管理組合の設置ということになります。設置者責任、発注者責任を果たす責務がございませうので、我々としましても必要なモニタリング等を実施する中で、議会に対する説明については我々組合の方で対応させていただきたいと考えております。

○中坊 陽委員長 福西課長。

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 日立造船の最近のDBOの契約の、どこの自治体等でございますが、最近では萩、長門、で九州の……。

○山本邦夫委員 ちょっともう一遍。

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 萩、長門と別杵速見という九州の別府にある一部事務組合でございます。そういうところがございませうし、愛媛の松山市がDBOでやられております。あと、近年のDBO等、5年、10年の件数の比較ですが、近年調べていきますと、15件中11件が20年、3件が15年、5年が1件でございました。

また、あと職員との技術の運転の関係なんですけれども、これにつきましては、昨年度運転をされています姫路網干とかの視察も行きましたし、来年度そういう視察等を含めて、運営に関しては詳しく調査していきたいなと。モニタリングというか、技術継承につきましては、そういう調査を行っていききたいと今のところ考えております。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 川島施設課長。

○川島修啓施設課長 先ほど1点デメリットの点でご質問があったかと思うんですけれども、長期包括の先進自治体を調査いたしますと、確か技術継承の関係でそういうところを危惧されているということはお聞きしました。先ほど理事が答弁いたしましたとおり、組合の場合は2つ焼却場を有しておりますことから、1つクリーン21長谷山をメインといたしまして、そのエリア一帯で技術の継承を図っていききたいと、新折居はモニタリングの強化をしていくということです。あとデメリットといいますと、平準化した形で委託料が支払われていきますので、例えば今回のような大きな税制改革とか、公共側がリスクを持つ場合につきましては、やはり財政の硬直化というのが一部デメリットではないかなという回答もございました。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 福西課長。

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 先ほどおっしゃられましたプラントメーカーと協力企業さんの関係なんですけれども、これにつきましては単体かJ V(共同企業体)いろいろ考える条件がございます。これにつきましては、契約時どういうふうなやり方をとられるかということは、また協定の方で示していきたいなと考えております。

また、受けもとが倒産するリスクでございますが、今行っている公設公営に関しましても倒産ということもあります。これに関しましては、これがD B Oだとか公設公営とかいうことでは関係なしに、そういうところが倒産したら別のところを見つけていかなければならないと思っております。

以上でございます。

(「企業買収とかそういうのは」と呼ぶ者あり)

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 プラントメーカーからプラントメーカーの企業買収という話でございましょうか。

(「うん」と呼ぶ者あり)

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 確かに、今ユニチカさんが倒産されまして。

(「してへん」と呼ぶ者あり)

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 倒産はしていないか、すいません、倒産じゃないですが、そういうところが撤退されて、日立造船に吸収されました。廃棄物処理施設から撤退されたということでございます。訂正させていただきます。そういうところが吸収されたとかいうことはございますので、他のプラント処理メーカーが吸収買収されるという可能性はあります。

以上でございます。

(「あるからどうするの」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 だから、前段の方では技術継承に努めるという話があり、デメリットはどうですかというたら、実際に踏み込んでいるところは技術継承にいろいろ課題があると、そこが危惧されているという話が出て、どっちがどっちなんやねんという気が正直あるので、やっぱりそれは客観的にこういう長期の包括契約をしたときにそういう問題

は絶対起こってくると思うんですね。この業界はプラントメーカーの好き放題をやっているところやから、今の主流は20年契約ということになってくるんでしょうけど、ほんまに20年たったときに、早いところやったら数年前いっていますから、十数年すればいろいろな問題が起こってくる可能性があって、そういうときに我々は先発隊じゃないけど、中発ぐらいなのか、ずっとなっていてときにほんまに衛管として対応できるんやろうかと、10年後、15年後にね。そういう中間点ぐらいのときに、何かいろいろな問題が起こったときに対応できるんだろかというのは、我々は現実には心配というのは今の答弁を聞いていてもそれはありますので、言うたところで、じゃ、やめますという話にはならへんねやろうと思いますが。

1つ教えてほしいんですが、議会への説明責任ということでいうたときに、組合の方で対応しますということですから、こういう場には運営会社の人たちは出てこないということになりますよね。先日みたいなことが、先日みたいってどの先日かというのはありますが、データ改ざんであるとか、それから法的手続を怠っていた問題とか、そういうことがあったときに、まだここであればそれなりに答えられますけれども、今レベルの議会での対応とかマスコミへの情報の公開であるとか、全く民間の話になってしまったら、それ以上は出てこない問題というのが起こってくるんじゃないかと。せやけど、民間企業の場合にはそれでええですよ、民間の金ですから。でも、公の責任で発注しているものが、それから先はブラックボックスでわかりませんという話が起こってくるんじゃないかなと思うんですが、その辺の担保はどうするつもりをされているのか教えてください。

それから、あと1つ聞き忘れたんですけど、今大体1日115トンの炉で考えているという場合に建設コストと、それから運営コストは20年どういうふうな算出方式になるのかですが、金額的に見たときに大体どれぐらいの相場を考慮しておられるのか。そのあたり、金額的な目安を建設と、それから運営面とそのあたりで経費のことを教えてください。

それから、日立造船とか、その辺がどういうところでやっているかわかったので、僕もそれはそれで調べてみますけど、さっきの運営事業者とか、それから落札企業のリストラとか倒産とか、そういった問題に関していえば、お答えはいただけなかったんですけど、当然落札者の倒産というのはあり得るわけですよ、リストラもあり得ると。それから、企業買収だって進んで企業提携する場合もあれば、強引な資本買収なんていうのもあったりしますけれども、そういう問題が起こったときに入札というのはどこまで有効なのかということなんですね、聞きたいのは。例えば、建設は契約して短期間、半年とか1年ほどの間で建てたとして、その間に何かあってもその建設が責任持てばそれはそれで話が終わるわけですけども、20年間の包括契約をしたときに、極端な話、入札をした2社とか、または3社が、A社がとったと。B社とA社が企業合同だということはあるわけでしょう。そしたら、そうなってきたら落札した人間はそこに入ってくるわけですよ、20年間の間にね。本来、その契約上の問題というのはどういうふうに考慮しておられるのか。だって、現実にはプラントメーカー、さっきの話にもちょっとありましたけど、撤退をするところ、それから吸収するところがあって、プラントだってNKKと川鉄がくっついたりとかいうのだってありますやんか。そういう問題

のときに、最終的には残った入札のときにはA社がとったけど、実は10年ぐらいしたときに落札したB社がとって代わっていたということはあり得るわけで、そんなときはどうするんですか、それは。その辺のことは20年間で何が起こるかわからないので、その辺のことは考えておかないと対応できないと思いますけど、そこまでのリスクを冒して踏み込まないかんようなものなのかというのは根本的にはあるんですが、ちょっとその辺教えてください。

以上です。

○中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 ご質問の中で基本的な部分についてお答えさせていただきますが、基本的には全体的な責任という面においては、これは公設でございますので、行政側が基本的に責任を持っておるし、先ほど事業部長が申し上げましたように、議会等の説明等々も当然、我々組合が責任を持ってやると。じゃ、この間のようなことが起きたら、それは民間会社のことだからわからないということになってしまうんじゃないかというご意見がございましたけれども、逆に民間にそういう形で任す以上、我々はそれ以上の、今以上の行政としての責任を果たさなければならない。また、そういうきっちりとした形のモニタリング体制をとらなければならないという思いであります。

そのためには、基本的には今回この方式をとりましたのは、今後の組合のこれからの50年の事業の中で、またいろいろな新しい行政課題もあるでしょうし、またいろいろな経費もかさんでくる。また、議会においても具体的な計画としてはまだご報告はできておりませんけれども、今回の資料の中にも折居清掃工場の跡地に本庁舎という形で位置図を示して出しております。これはこれまでの議会でも、我々の組合の将来的な構想として折居清掃工場の建設更新の後には本庁舎をそちらの方に移してと、こういうような考えも持っているという説明しております。

そういった中で、今後の組合全体の将来の絵として、まだ具体的な青写真はできておりませんが、沢エリア、折居エリア、そして長谷山エリアと、こういう大きな3つのエリアの中でそれぞれのところがきっちりとした機能が果たせるようなそういう組織にもしていきたいと。そういった意味では、折居の新工場も単にそこに民間の特定目的会社を全部丸投げで任せて、わずか数人の職員だけが監視しているという体制じゃなしに、衛管全体で監視できるような、そういう組織体制も工場更新の暁にはそういうことも考えていきたい。

あわせて長谷山エリアも、先ほど申し上げましたように、その他の粗大ごみ処理施設、あるいはリサイクル施設、埋め立て施設、それぞれが集積している場でございますので、そこは焼却場を中心とした組合の基幹的なエリアとして、その中でしっかりと技術継承なり人材育成ができるような体制を構築していきたい。そうしたのもでもって、全体として行政監視を図っていききたいと、このようには考えております。

それから、経費の件は、後ほど担当課長の方からわかる範囲でお答えをさせていただきますが、基本的に入札については、入札の時点で事業者は決定するわけでございますので、その後、特定目的会社というのが5年、10年、15年、20年という期間のり

スクはあろうかと思いますが、基本的には運営会社である施設の整備運営を任す会社につきましてのリスクは、基本的には入札制度と直接にはリンクはしないと考えております。

○中坊 陽委員長 清水理事。

○清水孝一事業部理事 建設コスト、運営コストの関係ですけれども、本年2月で委員のときにVFM評価ということで単純合計額をお出ししております。そのときで申しますと、建設経費が大体80億、20年間の運営経費が大体92億ということで、その中でもDBO方式で申しますと、建設経費が81億4,500万、それと20年間の運営経費が92億4,900万、そういうところでご報告をいたしておるところでございます。

○中坊 陽委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 専任副管理者の方から折居が完成したときには本庁舎は向こうにと。これ、僕が見落としていてあれなのかな、ようわからへんけど、これはこれでまた1点きちんとその辺のあり方のことというのは、この沢のあり方にもかかわってくることであるので、大事な話がぼろっと出て、あんまりそっちへ行くと話がまとまらないので、それはそれで、感想です。

大体今の件はわかりましたけど、その後、つくられる特定目的会社に委託する、運営する問題と入札はリンクしないというのはよく理解ができないんですけれども、その中身が20年間で変わってしまったときに、当初の入札というのは有効性は持ち得るのかどうかというのは、今すぐ答えられないんだったら今後でも構いませんし、途中から契約者が変わっちゃうわけでしょう、それは。そのところが資本の継続性の問題をどういうふうにやるのか、一定法的な問題、それからここまでは可能でここまではだめとかいう部分も出てくるのかなとは思いますが、そのあたりはわかる範囲で、今後調べるなら調べるで、僕もちょっと調べてみますけど、全く姿形が変わったものになっていてもそれでも有効だというふうになってくるわけじゃないと思うんですよね。その辺はどうなるのか。

それと、20年間の長期契約の中で契約解除の条項というのは何か、どういう場合に設定されるのか。まだ今後の話ですから基本的な考え方だけで結構ですけど、教えてください。

以上です。

○中坊 陽委員長 福西課長。

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 SPCの契約の関係ですけれども、これにつきましては、20年間の契約とすることで、途中の変更というのは普通あり得ないということでございますが、いろいろ倒産の危機とかございますので、その辺につきまして

は、今後、来年度運営先行されているところの自治体の視察もございますので、それについては詳しくその話を聞いてきまして、こちらの方で検討していきたいと考えております。

契約解除の件でございますが、これについても次年度調査いたしまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 前段はこれで終わったんですけど、細かい話、1点だけ聞かせてもらっていいです？

○中坊 陽委員長 はい。

○山本邦夫委員 この要求水準書の3ページの排ガス処理設備のところ、乾式有害ガス除去装置とダイオキシン類除去設備というのがあって、そこに2炉分というのがそれぞれ書いてあるんですけど、これは2炉分というのはそれぞれ炉1つにつき、排ガス処理設備が1基ずつ建設されるということなのかなと思うんです。この間の問題のときに言わせてもらったんですけど、要するに1つの炉でいろいろ不具合があってそれをとめなくちゃいけないというときに、今の設備ではバイパスしかないわけですね。無防備にぼんと大気中に出すと。こういうのが近くで併設されているときに緊急につなが管があれば、例えば炉の燃やす部分は総量は減らさないかんにしても、何もせずに大気に放り出すような事態は、バイパスでそのまま外に出すんじゃなくて1号炉と2号炉とそれぞれに併設しているやつがクロスでというのか、つながようなものがあつたら、この間のような問題というのは、一定技術的にはある程度クリアできるのかなと思うんですが、素人考えなので、そんな無理ですというのか、経費的なこともあるのかもしれませんが。この辺はちょっと現実にはどういうふうになっているのか、それだけ教えてもらえます？

○中坊 陽委員長 福西課長。

○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 排ガス処理設備の有害ガス装置の新炉の計画ですが、バイパス部分というのは一切設置しません。焼却炉から煙突まで含めましてバイパスはしないということで考えまして、大気に放出することはございません。これにつきましては、今フェールセーフ設計ということがございまして、誤作動で間違っ閉めても安全に働くと。今コマーシャルでやっていますスマートアシストみたいなものですね。壁があつて勝手にとまると。そういう設計思想も入れまして、今後設計していきたいと考えていますので、安全・安心な工場を目指していきたいと思っています。

以上でございます。

○山本邦夫委員 ようわからへんからいいです。

○中坊 陽委員長 福井施設部次長。

○福井 均施設部次長 今回の山本委員さんの大きい質問で、要は2炉は別々にあるんやけれども、それを両方うまく使えるようにできへんのかという質問やったと思うんですけども、例えばバイパスは今は折居工場についていますけれども、それをもう片っぽう2炉運転した場合、もう片っぽうと一緒に流せへんのかという趣旨やったと思うんです。そういうことを考えますと、2炉分一緒にした時点のそれ以降の設備機器については、排ガスを2炉分流す容量のものをつけなアカんことになります。例えば煙突であれば倍の容量の流せるもの、それから送風機であれば今1基でいいものを2倍の容量、それがどちらも2倍の容量をつけなんということになりますので、現狀的にはそういうことは考えておりません。

○中坊 陽委員長 ほか、ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 続いていきたいと思います。

続きまして、議題2、奥山埋立処分地排水処理施設復旧事業についての説明を求めます。

浅田施設部長。

○浅田清晴施設部長 奥山埋立処分地排水処理施設復旧事業についてご説明を申し上げます。

この事案につきましては、9月12日の連合審査会においてご報告させていただいておりますが、関係法令に基づく届け出上、奥山埋立処分地の浸出水はクリーン21長谷山の排水処理施設での処理と、それ以外の余剰分は奥山排水処理施設で処理することとなっていたものを、その余剰分について平成19年1月から試行的にバキューム車により、グリーンヒル三郷山に移送の上、処理・排水し、今年8月30日まで継続してきたことについて必要な届け出等を怠っていたなどとして、保健所から関係法令に基づく改善命令等が9月11日付であったものであります。

本事業は、この改善命令等に対応するものでありまして、奥山埋立処分地の浸出水の処理について、クリーン21長谷山での処理分である40m³を除く余剰浸出水を当該排水処理施設で処理する必要があることから、既存施設の復旧事業を改善命令等の履行期限であります来年の9月10日を期限として行うものであります。

資料にございますとおり説明させていただきますけれども、最初に①の方法でございますけれども、保健所から例外的に認められた緊急避難措置として9月11日から既に実施させていただいております外部処理委託でございます。この方法はあくまでも緊急避難措置であり、保健所からの改善命令等の対応とはなり得ません。

当組合といたしましては、③の既設排水処理施設の再稼働を目指すことを最重要事業と位置づけまして、これまで組合職員が培ってきた技術、それから知識と経験を総結集して取り組むこととし、この１０月８日付でグリーンヒル三郷山に担当職員を新たに２名配置し、この職員を中心に既存施設の設備機器等の機能の検証に着手したところでございます。

この検証結果に基づき、修繕等復旧事業計画を立て、職員で対応できる部分については必要な機器及び配管等、材料の手配を行い、専門的な技術等の必要な部分については専門業者への発注準備を行うなど、予算的な事務手続及び修繕等整備工事に着手してまいりたいと考えております。

また、この事業を円滑に推進するため、全所属職員、管理職員等による奥山埋立処分地排水処理施設復旧事業支援チームの設置も行い、本事業推進のフォロー体制も整えたところでございます。

しかしながら、当該施設は平成１９年以来使用していないこともあり、老朽化も著しいことから、履行期限内に復旧が完了できない可能性も懸念されます。また、保健所の命令を確実に履行するためにも、またさらに履行期限である来年９月１０日を厳守するためにも②の仮設排水処理施設の設置を先行実施し、まずは奥山排水処理施設内での処理とする仮復旧を行うことといたしております。

この仮設排水処理施設の設置により、排水基準を満たす等、性能が確認できた時点で外部処理委託につきましては中止することにいたしたいと考えております。

また、③の既設排水処理施設の復旧が完了した場合においても、仮設排水処理施設を停止することとし、順次適切かつ効率的な対応を行ってまいることとしております。

なお、それぞれの費用でございますが、①の外部処理では現在１ｍ^３当たり１万７、０００円となっております。例えば１０トン車で１日２台排出したとしますと、１日当たり消費税を含み３５万７、０００円が必要となります。今後、冬場の乾期となることを想定して、この程度の委託処理量を見込んでおりますが、浸出水量は天候等に左右され、台風１８号や先日の２６号のように豪雨となりますと、大量の浸出水量となりますため、相当の費用が必要となることが懸念されます。

次に、②の仮設排水処理施設の費用ですが、現在のところ、確かな金額は提示されていませんが、今後、既設排水処理施設の機能検証結果に基づく整備計画を考慮して仮設の必要期間を検討し、その当該業者と費用等について協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、③の既設排水処理施設の復旧経費でございますが、これも現時点では確定できておりません。先ほども申し上げましたが、現在実施しております既設施設の設備機器等の機能検証の結果により、見積書を徴取するなどして費用を積算してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、構成市町からの分担金としてご負担をいただくこととなりますことから、費用対効果を十分検証し、必要最小限の経費で早期に実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りようお願い申し上げます。

私からの説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○中坊 陽委員長 以上で説明は終わりました。質問はございませんか。

浅見委員。

○浅見健二委員 まず、ちょっとお聞きしたいんですが、平成16年8月に奥山の廃止届を18年8月廃止予定ということで、これ、前に資料をいただいておりますけれども、結局その18年11月に運転休止ということで載っておるんですけども、運転休止のときに廃止届を出したというふうに確認しておいていいんでしょうか。奥山の処理機は。それだけ先にちょっと。

○中坊 陽委員長 長村グリーンヒル三郷山所長。

○長村 優グリーンヒル三郷山所長 平成16年8月に廃止届を出させていただいたんですけども、それ以降に計画どおり処理できなくというか、浸出水等が増えてきましたので、17年7月21日に再度120㎡排出量を処理できるようなものを再度提出しております。

(「ちょっとわかりにくいな、はっきり」と呼ぶ者あり)

○長村 優グリーンヒル三郷山所長 16年8月には廃止届を1回出したんですけども、それ以降、浸出水が結構出てきましたので、平成17年7月21日付で120㎡既存施設で処理ができるように再度申請を提出しております。18年11月に休止届を出すまでずっとそのままその申請が続いております。クリーン21長谷山が18年6月に稼働する時点でそれは廃止になるということになっております。
以上です。

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 私が聞いているのは、ほんなら18年11月に奥山の機械が廃止の届けを出しのたかどうかということを聞いているんです。

○中坊 陽委員長 浅田部長。

○浅田清晴施設部長 今、所長の方から過去の経過も含めて説明しましたので、ちょっとややこしかったかもわかりませんが、質問の内容でいきますと平成18年11月廃止届は出しておりません。

(「おりません?」と呼ぶ者あり)

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 そうすると、今現在この奥山の機械は継続して使えるという認識なんですね。復旧をせないかんということやから。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○浅見健二委員 それはそれで結構です。

今日いただいた資料で、かつての排出処理量も含めてなんですが、早いことこの計画が履行できるかどうかということを検証しないと、例えて言うたら奥山の処理施設も果たしてお金を使って復旧できるのかどうかという疑問もあると私は思うんです。計画はこうやって出ているけど、いや、実は施設をかつて2億4,000万かかるということで見積もりが出ているわけですけど、それ以後、8年もほったらかしにしてあるやつが、果たしてお金をつぎ込んで改修して運転が可能なのかどうかということを早いこと検証しないと、来年9月まで間に合うとか間に合わないの問題が根本的に崩れてくるんじゃないですか。その辺をまずどういうふうにお考えになっているんでしょうか。

○中坊 陽委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 ご質問いただきましたとおり、保健所からの履行期限は来年9月10日となっております。今回、この計画で書かせていただいておりますが、まず2点目の仮設排水処理施設の設置という形で書いておりますけれども、当面は仮設の施設をつくりまして、それを稼働させることによりまして来年9月10日の保健所の履行については、それで達成をいたしたいと考えております。

したがいまして、今ご指摘ございましたとおり、旧の施設の復旧をどれだけ期間がかかるか、もしくは委員が懸念されておりますとおり、果たしてやってみただけなかなか困難であるということも当然想定されると考えております。先ほど施設部長が申し上げましたが、全管理職員チーム員となりまして、支援チームを設置して調査に当たっております。調査に入りまして、またこれから業者の見積もり等もとらせていただく中で、この表に掲げておりますように、来年9月に本格復旧ができればいいんですけども、仮にできないということであれば、仮設の排水施設によって保健所からのそういう命令の履行期限を達成していきたいと考えている次第でございます。

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 ちょっと僕はわからんですが、仮設の排水処理施設というのは簡単に言うて水がめみたいなものじゃないんでしょうか。これで処理ができるものなんですか。その辺はどうなんです？

ほんで、これも早いこと予算をしないと、各構成自治体の方に負担をしてもらわんなんということが起こるんじゃないかと思うんですけど、あなた方は衛管の今の既決の予算の中で処理ができるということであればまだしも、新たに負担金が増してくるという

ことになると、各自治体はそれぞれ重要な問題になってくる可能性があるんじゃないですか。そういう意味からして、早いことできるかできないかということを決めないと、ある人に聞けば、こんなもん全然使えへんって言う方もいらっしゃるよ。そういう意味で、こんなもん新設した方が、お金を使って直しても耐用年数が何ぼもないということになっても、これまたぐあいの悪い話になりますからね。その辺についてどのようにお考えなんです？

ほんで、仮設の排水処理施設というのは具体的にどんなもんなんです？

○中坊 陽委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 仮設施設がどんなものであるかにつきましては、後ほど施設部の方からお答えをさせていただきます。我々が聞いておりますのは、名前は仮設ということでございますけれども、水処理につきましてはそういう本格的な処理ができて、いわゆる水質基準は達成できると考えております。

それから、当然予算を伴うということになりまして、今ご指摘いただいておりますとおり、構成市町に分担金のお願いをしていかざるを得ない状況でございます。我々の方としまして、早い段階でコストの見積もりをさせていただきまして、構成市町の廃棄物処理の担当課長もしくは財政担当課長に丁寧に説明をさせていただいてご理解をお願いしていきたいと考えております。

○中坊 陽委員長 親見グリーンヒル三郷山主幹。

○親見善人グリーンヒル三郷山主幹 仮設排水処理施設につきましては、形状的にいけばユニットを組み合わせて奥山排水処理施設内の空きスペースで設置するということと考えております。形状につきましては、ユニットですけれども、浄化槽を何層かに分けたような形で設置していくと。設備的には、最終処分場の排水処理施設と変わらないような設備となっております。生物処理、凝集沈殿処理、汚泥処理、高度処理設備、処理水槽を通じて滅菌、放流とこのような処理工程を考えております。

詳細につきましては、今後業者と協議いたしまして設定していきたいと考えております。

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 せやから、早いことそういう決定というか、もうやらなければいけないんですが、具体的にどういうふうになつて今お考えになつてゐるんです？ 例へば奥山の機能維持工事に再度積算中と書いていますけれども、これはこの間から何ぼか進んでゐるんですか。この積算をいつまでに仕上げて、これが再稼働できるかどうかという判断をいつまでにしはるんです？ もしできなかったらどういうふうにお考えになるんです？ 絶対できるという自身がおありなんですか。

それから、今仮設のことですとできるということであれば、仮設が本設ではぐあいが悪い

んですか。ちゃんとできるということであるならそれでいいんじゃないの。その辺はどうなんですか。それも含めて、仮設は幾らぐらいかかってということも早いことやらないと、これ、来年9月みたいなすぐ来ませ。それまでに業者に1日当たり35万7,000円払っていかなあかんという負担金を早いこと脱却しないと、何ぼでも何ぼでも負担金が増えていくということになって、地方自治体はバンザイする可能性もないとは限らんじゃないですか。その辺はあなた方はどういうふうにお考えになっているんです。大変だと言いながら、何か僕らから言うたら比較的ごゆっくりなさっているような緊迫感がないような感じがするんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○中坊 陽委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 仮設で済ましたらどうかというご意見でございますけれども、あくまでも仮設は仮設でございます。耐用年数等の問題もあろうかと思えます。仮設の施設でございますので、例えばリース契約での設置という手法も含めて、現在検討をさせていただいているところでございます。

本格復旧につきましては、現在担当の職員2名を人事異動で新たにグリーンヒル三郷山に増強いたしておりますので、既に調査に入っております。委員からご指摘をいただいておりますとおり、一刻も早く積算をさせていただいて、構成市町への説明、それから議会の方へも予算のお願いをいたしたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 いや、私が聞いているのは、いつをめどに具体的の方針を出せば、逆算すれば9月に間に合うということも含めてやらないといかんのじゃないですか。こんな図面だけもうたってできるかどうか、こんなんわからしませんやん。そうでしょう。せやから、その辺をどうなんやということやから、いつまでにそういう結論を出して予算の段取りをして、いつから工事に入ると。先ほど質問しましたように、もしこれはお金をかけてもあきまへんということになったらどうするんです？ そのことも含めて早いこと、お金をかけたらいけると、これぐらいのお金やったらいけるという結論を出さないとぐあいが悪いんじゃないですか。それはあなた方はいつまでにそれをしようと思っはるんです？

仮にこれを新設しようと思ったら、そんなんすぐできないんじゃないですか。修理だって、既にほったらかしにしてから18年11月から全然使っていないということやから、既に7年経過をしているわけで、一般的に言うと、そんな7年も8年もほったらかしにしてある機械がお金をかけてもとへ戻るといのは、私たちの常識ではあんまり考えられないやけど、あなた方は直せると言わはったら直してもらったらいいんですけども、その辺も含めていつがそのリミットやと思っはるんですか。

○中坊 陽委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 基本的には保健所の履行期限でございます来年9月を。

(「それはわかってるがな」と呼ぶ者あり)

○寺島修治事業部長 それで、例えば新設でどうかということでしたら、工法等いろいろあるようでございますけど、例えば20カ月ほど要するという業者からのプランですけども、20カ月という話も聞いております。ただ、20カ月ということになりますと、その間、仮設でつないでいかなんということでございますので、工法につきましても、先ほど申し上げましたけれども、現在担当の職員が調査に入っておりますので、また今後、専門業者のコンサル等の判断を場合によっては仰いでいって、できるだけ早期に実施をしたいと考えております。申しわけございません、現時点で具体的に何月までにどうという工程は上がっておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 いやね、私が聞いているのは、そんなことでええんですか。それを決めてやらないと、これ、9月にできへんすやんか、そうでしょう。今新設やったら既に20カ月やと言うてはるんでしょう。そしたらなおさらなんじゃないですか。それじゃ、また仮設を延長してもらいをお願いをするということなんですか。初めからそんなできへん計画をお立てになるんですか。どうなんですか？

○中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 まず、大変ご心配をいただいていることについて、私の方からもおわびを申し上げます。決して安閑としておるわけではございません。むしろ、この問題、折居清掃工場での事案がございましたけれども、それに比べればこちらの問題の方がはるかに重要な問題で、今後の組合の事業運営に対して非常に大きな影響を与えることだろうと思っております。

ただ、いろいろ明確なお答えができませんが、来年9月10日までに届け出たとおり、許可条件どおり奥山埋立処分地の排水処理施設において、まずそれができるように履行しなさいというのが命令でございますので、我々はその命令が履行できる方法としては何があるかということを考えたら、今ここに3つ出しましたこの方法でしか、来年9月10日までに履行完了しようと思えば、正直なところ、この考えしか今のところございません。もちろん履行期限がなしとして、どうすれば将来、奥山埋立地、今後10年、20年、どういう形で管理して、どうすれば一番経費的にもベストなのかということが考えられるわけですけども、なかなかそうした視点から検討できないという制約を受けましたので、とりあえず履行を確実に完了できるためには、やはりこの仮設を設置するのがまず確実であろうと。これによって一応履行が完了できるということになりますので、まずこれについて急ごうと。

ただ、これもまだ今の時点でどれだけ経費がかかるのか、果たしてこの3番の部分が本当に来年9月10日までに修繕という程度で使えるようになるのかどうか。これも今の時点で、大変申しわけございませんけれども、自信もございませんし、まだ明確な答えも出ておりません。けれども、とにかくこの1は例外といたしまして、2、そして3によって何とか来年の9月10日までに履行ができる状況にしていきたいという今考えられる考え方をお示ししたにまだすぎません。それに対して、いつその経費が出て、いつこれが本当に確実に3番の方法で来年9月までにできるのかどうかと問われましても、今、はっきり申し上げまして、明確にその確信があるというところまでお答えできないのが現状でございます。何とぞご理解をいただくようお願い申し上げます。

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 もう終えておきますけれども、こういう工程表を出されたということは具体的にこの処理場を復旧できるかどうかというめども含めて、いつ頃に結論を出さないと、この9月は間に合いませんよという日程を早うつくらなあかんのでしょうか？ 逆算すれば、ここまででやらなあかんというのが出てこなんだから、こんな絵に描いた餅になりますやんか。そうでしょう。今なんか2名行ってはると言うて、ほんならいつまでに業者も呼んで、この復旧をできるかどうか、復旧できなかったらどうするかということをしちっとやらなあかんという工程表を示していただきたいというのが私の質問の趣旨なんです。それができへんかったら、こんな絵を描いたかってね、絵の中へはまりますか。初めからはまらん絵を私たちに提示してもらっているというふうにしき理解できへんですやんか。せやから、その結論はいつなんやと。タイムリミットとしてはいつなんやと。いつに結論が出れば来年の9月には間に合いますと。それは一月ぐらい堪忍してもらわんなんこともあるかもわからんとかいうのは、それはそれが出てからの話ですやんか。せやから、そのタイムリミットはいつなんやと。それには具体的にこういうふうにしています、ああいうふうにしていますというのがあらなあかんのじゃないですか。

私の言うているように、35万7,000円というのは早いこと脱却せなあかんのですやんか、これを。それを脱却するためにはそういう工程をつくらなあかんということ。私には言うてるんですやん。せやから、私が先ほど言ったように、当時でも2億4,000万円かかると言うてはったのを7年も8年もほった機械が1億で直ると言うようなことは考えられへんですよ、本当に。せやから、その辺がどうなんやと。

それから、これは余分や、言うだけ言うときますけど、新たに職員2名を配置した、その2名の職員の穴埋めはどないしてんねやということも、細かいことはいっぱいあるわけですよ。せやから、回答は要りませんけれども、これをいつするねんやということ。を早いことしてくださいよ。そうしないと、9月というお尻が絵に描いた餅になるということですよ。僕の言うのわかってくれてんねやろうな？ そういうことやから、答え言うても同じことをあんたのところは言わはるしかないやろう。何も今のところ、正直言うて、そんなこと考えてへんわけや。これだけ出しただけの話としか受けとめられへ

んのですよ、私たちは。せやから、そういう意味で受けとめておきますけれども、何遍も同じこと言いますけど、35万7,000円も毎日要るということを、あなた方はどない思っせんやと。構成市町村がこれを払っていかないかんということをほんまに真剣に考えているのかということだけ言うて終わります。結構です。

○中坊 陽委員長 ほかに。

浅田部長。

○浅田清晴施設部長 今、工程表という話もありました。我々職員一同、やっぱりこの問題は最重要課題やということで、職員一人一人が全てそういう認識に立ってくれています。私たちも含めてですけども、みんな職員一人一人が全ての職員がそういう気持ちに立ってくれています。そういったことで、この2名の職員が中心になって、今現在、鋭意この施設の機能を検証するという意味でも一生懸命やってくれています。工程表らしきものもでき上がりつつあります。そういったものを我々も見きわめていきながら、今おっしゃったようなことで今後の最終的な計画も含めまして、また検討してまいりたいと思いますので、その点、ご理解いただきましてよろしく願いいたします。

(「理解はできひんけど、聞いとくわ」と呼ぶ者あり)

(「何も示さんと理解だけって、できひんやろ。説明せえや」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 田辺委員。

○田辺勇氣委員 1点だけお願いをしたいんですけども、18年にとめられて7年から8年間の間、本来この排水処理施設を稼働していた場合と、8年前にとめられて、今ありましたように、1日三十数万円かけて三郷山の方に運んでおられるという現状の中で、どれぐらいの金額、年間を通して、実際のところは施設をいろいろ直さなあかん部分とかいろいろあったかもしれないですけども、そのまま運営していた場合と、実際にこの七、八年間かかった金額というのはどうだったのか、そこをまず1点教えていただけますか。

○中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 前回のこの事案をご説明申し上げましたときにも、当時の17年度時点での試算で機能維持工費というのが2億4,000万と。当時としてはそういう見積もりが出ておったということをご説明したかと思いますが、ただそれはあくまでもそういう工事を仮にやったとした場合の事業費でございますし、そもそもこの奥山埋立地について、今こういう事態になっているということにつきましては、この埋立地を終了いたしました後、平成15年、16年と地質調査とか地下水調査とかいろいろなことをやっております。そういう中で、どのようにすれば地下水をとめられるの

か、どのような遮蔽工をやったらいいのか、あるいは大きな井戸を掘ったらどうなるかと、いろいろな検討はされておりますが、いずれもそういった工法をやってもなかなか水がとまらないのではないかという懸念もございます。結局大がかりな工事をせずに奥山処分地の排水処理施設の復活ということで、120 m³の処理をもう一度やると、こういう形になった経過がございます。そのときに120 m³の処理ができるための機能維持経費として、そういった経費もその時点においては言われておるわけですが、これはあくまでも仮の話でございますので、そのお金をかけて直していたら、それで今日まで順調に処理ができておったか、あるいはそれだけの経費をかけたのにやっぱり水が安定しなくて処理ができない形になったのか、この辺のところは仮定の話でございますので、ご質問に対しては、そのときにちゃんとしておれば、これだけの経費で、その後のランニングコストでこれだけの経費があって、これだけの経費になったという積算が、これは非常に難しい計算になろうかと思えます。あわせて、逆にそういったことがなく、三郷山の方へバキュームカーで持って行って処理しておったら、逆にその分のランニングコストなんかも浮いていたわけですし、そのときに投資する経費も浮いておったわけですから、その差し引きしたらどうなるかという計算は、いずれはする必要があるのかと思えますけれども、今の時点で、先ほど浅見委員からのご指摘のように、産廃処理で多額の経費を要するし、仮設費用でどれだけかかるのか、あるいはとりあえずの復旧でどれだけ経費がかかるのか、これもまだ経費を出せておりません。そういうものを一定ある程度のすり合わせをした時点で、そういったことも試算をする必要があるのかもわからんと思っておりますけれども、なかなか仮定の上での試算になってまいりますので、その辺のところは今どれだけの経費で済んだかというのはなかなか申し上げにくいということでご理解いただきたいと思えます。

○中坊 陽委員長 田辺委員。

○田辺勇氣委員 もう質問しませんが、仮定の話なのでわからないと。復旧をしたところで2億4,000万、そこにプラス毎年の運営コストがかかってくるし、それプラス人件費等も合わせてかかってくるんでしょうし、ただそれを仮定の話なのでとおっしゃいますけど、本来18年のときに前の専任管理者中心にとめると決められたということですが、その辺のことも計算してとめられたんじゃないですか。とめて今の方法にされたんだと思うので、仮定の話で仮設の話はできないという話には、僕はならないんじゃないかなと。おっしゃっていることはご理解はしますが、当時の判断というのも考えると、ある程度のめどを持ってとめられたわけですから、今の方法にされたわけですから、今振り返って実際全て金額を出すというのは確かに難しい話かもしれませんが、結果的にこうして瀬戸内法という法律を犯してしまって、住民の信頼も損ねてしまうようなことになった中で、今後僕として知っておきたかったのは、この七、八年間でどれだけのお金が浮いたのか、それとも逆にお金がかかってしまったのか。さらに、これから仮設の排水処理施設もつくらなアカンし、既設の排水処理施設も復旧させなアカンという中で、最終的に大きな目で見ても金額的にどうやったのか。判断が間違っていたのは間違っていたんやと思えますけれども、そこらはきっちりと自分の

中でわかっておきたいと思って質問をさせていただきましたので、今日のところはそれで結構です。

○中坊 陽委員長 ほかに質問はありますか。

山本委員。

○山本邦夫委員 先ほどからのやりとりを聞いていて、今日、質疑をしてもよくわからないということがよくわかったというのが、今日のこの議題についての結論かなと思いますけれども、1点だけ今の議論で気になることで言うのと、当時修理とかの費用で2億4,000万、それはそれで別の方法を選んで、そのときに瀬戸内海環境保全法か、その手続等で必要なことを怠っていたということかというと、コスト優先で法令遵守よりもそっちを優先してしまったという体質の問題はしっかりと掘り下げておくべきだと。そんなんわかっていますということかもしれませんけど、改めて議会というのはそこは確認をしておきたいと思うんです。

それから、その上で、この問題でいえば、①、②、③という今後の対応を書かれてはいるんですけど、誰が見ても②と③は仮設と既設の改修の部分とは二重投資じゃないのという部分もあるし、それから時間との関係でどうするんやというのがあって、それはそれで苦慮されていると思いますけど、このスケジュール表を見たって、例えば②の仮設施設の設置を1月から設置工事をやって、3月で終わって4月稼働でしょう。議会との関係でいえば、まだ補正で上がっている部分は①の外部委託の部分の予算の不足分を補填しているだけの話で、②についてはまだこれからですよんか。これ、議会の議決というのは予算も要るやろうし、それから仮設の規模で当然これは契約案件としては上がってこないかん話ではないんですか。議会の承認は要らないのかな。そのあたりは今10月ですけど、今の日程でいえば、11月の本会議のときに追加で議案として出してきて、そこで補正予算を議決するのか、その辺の考え方とか規模もわからへん。議会との関係でも、どういう日程で処理していくのかということも、もう少しお示しいただけませんか。

衛管の議員は、いつ不意打ちで議会へ招集されても即応体制を組んでおけというのが今のあれですし、過去には12月28日の御用納めに本会議やっていたというのは、今までずっと普通にやっていたことですから、この日程でいうたら12月なんてどんな日程になるのかわからへんですよんか、議会では。そのこのところはこのスケジュール表をきちんと進行管理するだけでも理事者と我々との関係でどれぐらいの、今一生懸命積算してやっているから、こんな感じになりますということぐらいのスケジュールぐらいはもう少しイメージが湧くように説明してもらえませんか。その辺だけちょっと、今日は何言うてもしゃあないなというがあるので、それが1つと。

それと、前の連合審査のときだったと思いますけど、奥山の処分地については産廃がどうなるんですかと聞いたときに、部長の方から一廃だけですと、事業系の一般廃棄物の持ち込みということで答弁いただいたと理解しているんです。要するに、産業廃棄物が入っていると、処分地の処理の機能の問題とかで厚生労働省なんかのQ&Aとかを見ていると、施設的能力が変わってくるんです。

たまたまネットで清掃工場検索地図という便利なのがあって、ぱーっと見ていたら奥山処分地についてはいろいろあって、埋め立て終了年度が2002年とかずっとあって、その中に産業廃棄物の搬入の有無というところに有りと書いてあるんですよ。これは明らかにこの間の連合審査のときの答弁と違っているんです。今事前にこのことをお示していないので、即答は難しいかもしれませんが、何で産業廃棄物の搬入の有無のところでここは有りと、これ、ここの清掃工場検索地図というのを管理しているところが勝手に適当に書いているわけじゃないと思う。かなり詳細なデータがあって、何かのデータに基づいてこれは掲載されていると思うんですけど、こういうことはあり得るのか。先日の答弁の精度がどうだったのか。そうすると、僕、そこは産廃が入っているとなったら違う質問を展開していたんですけど、一廃しか入っていないと言うから、僕はその先の質問をやめたんですけど、そうするとちょっと困ったことになるんですけどね。この辺、今わかる範囲でいいから教えてもらえますか。

○中坊 陽委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 1点目の予算等の関連のご質問でございますが、本来はこの10月議会の冒頭提案をさせていただきたいという思いでおったわけでございますけれども、先ほど来ございましたように、我々の方の積算の体制等も含めまして、結果として当初提案できなかったということをおわびさせていただきたいと存じます。

我々の今の目標でございますけれども、仮設排水処理施設につきましては本10月議会の最終日の提案に向けて鋭意努力をさせていただきたいと考えてございます。先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、仮設についてはリース方式等を視野に入れておりますので、契約案件については該当しない、現時点ではそのように考えております。

それから、3つ目の既設排水処理施設の復旧でございますが、これも現在調査に当たっておるわけでございます。10月議会最終日に間に合えば補正をお願いしたいと考えておりますが、間に合わないということになりましたら、2月議会定例会での補正計上という格好で進めていきたいと思います。

いずれにいたしましても、さきに浅見委員からご指摘ございましたけれども、全体の工程管理等きちんと押さえまして対応を図りたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

(「何でさっき答えへんねん、ほんなら」と呼ぶ者あり)

○浅見健二委員 議事進行。

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 それやったら、さっき何でそこまでわかってんねんやったらそれぐらいのこと答弁せえへんねや。どうなんや、それ。絵に描いてあるだけかって聞いてるやんか。いや、違いますと、予算的にはこう考えていますぐらいのこと、何で答弁せえへん

ねや、ほんなら。

○中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 現時点においては、その辺のところも含めまして、まだ確信の持ったものを持ってございませんので、大変申しわけございません。浅見委員のご質問に対してはそういう形でお答えさせていただいたものでございまして、先ほどのご質問に対して、重ねてございましたので、今願わくばそういう形でいければという思いはございますけれども、そのところはまだ我々としてもはっきりとした積算を持っておりませんので、明確な形でお答えできなかった点、おわび申し上げます。

○浅見健二委員 明確に答弁してるやんか。

○中坊 陽委員長 暫時休憩します。

午後0時09分休憩

午後0時18分再開

○中坊 陽委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

先ほどの浅見委員からの再質問についての答弁をお願いします。

寺島部長。

○寺島修治事業部長 奥山埋立処分地の排水処理施設の復旧事業についてでございますが、配付いたしております資料の2番目の仮設排水処理施設の設置につきましては、現時点でははっきりした工程は確定をいたしておりません。しかしながら、来年9月10日までに履行するということから考えますと、10月議会で当初には提案できておりませんけれども、最終日に向け提案をいたしたいという目標でおりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、3つ目の既設排水処理設備の復旧の件でございますけれども、こちらにつきましても、現在確定的な工程の把握には至っておりませんが、目標といたしましては、今10月議会の最終日に出せば提案をさせていただきたい。間に合わない場合は2月定例会で予算をお願いしたいという形で考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 そういう目標やったら、大体こうする、ああするということがいつ決まるんや。それを決めないとできないわけやろう。あんたのところは少なくとも修理できるかどうかは別にして、仮設の処理をするにはいついつ幾日にこうしたいというのは決めないとできないわけやろう。それはほんならいつ決めるねんや。

○中坊 陽委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 今10月議会に補正予算をお願いするということになりますと、最終日に向けた議会運営委員会、まだ日は確定いただいていないと思います。その議会運営委員会、おそらく11月半ばという形で想定は我々としてはいたしておりますので、その段階においてきちっと判断をさせていただいて予算として出せるように努力させていただきたいと考えております。

以上でございます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 山本委員の答弁漏れについての答弁をお願いします。

(「漏れてない、まだそこまで回ってないから、もとへ戻った」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 浅田部長。

○浅田清晴施設部長 奥山における産廃処理の関係でございますけれども、私、そのときの答弁で舌足らずやったかもわかりませんが、当組合といたしましては、毎年4月に廃棄物処理の実施計画を公表する段階で告示いたしておりますけれども、合わせ産廃として紙くず、木くず、繊維くずを受け入れられるということにしておりますので、そういった関係で一部産廃が入っているというふうにお願いしたいと思います。

以上です。

○中坊 陽委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 さっきの浅見さんのこともちょっと性格違いますけど、前の連合審査のときの答弁を新しいのでどうですかと聞いたときに、変わると、今日、別の質問は僕、準備してへんから、一廃しか入っていない処分場と産廃も入っている処分場とで、例えば構造上の設備とかの問題はそれは基準の適用以前やということで、シートなんかも要らんねやという話で、たしかそのとき答弁もいただいていますけど、質問の入り口のところでシャットアウトして、そこはもう一遍違う場でやったときに訂正されたら、こっちもまず答弁を疑ってかからないかんという前提になるんですよね。ちょっと角度を変えますけど、そういう形で産業廃棄物が入っている、合わせ産廃というのが一部入っている場合でも、設備としては奥山みたいな旧の設備と、それから今の設備でいえば、設備のレベルというのは変わるのかどうかだけ教えてもらえますか、勉強のために。

それと、あと1つ要望です。1点目に返りますけど、議会との関係、まだ今積算、いろいろなことの調整があつたりとか大変なことはわかりますけど、きちんと資料をつくる段階から含めて、議会に対してやっぱり適切な説明はしていただかないと、個々にず

っと聞いていってぼろぼろと出てくると。その辺のやり方自体はもうちょっと今後改めていただきたいなと思いますので、本会議のときでも説明とかしっかりとやっていただければと思います。これは要望にしておきますけど、1点だけ。

○中坊 陽委員長 浅田部長。

○浅田清晴施設部長 こういったものが入ったことによる施設の変更というのは排水処理の関係ですので、あと一般廃棄物としてプラスチック等々も入っておりますので、付随する施設としては変更は要らないと考えます。

○山本邦夫委員 結構です。

○中坊 陽委員長 ほかにありますか。
土居副委員長。

○土居一豊副委員長 ちょっと時程的なものを確認させてください。まず、仮設については契約してから3カ月後には稼働するように設置が可能だということで、事前に業者との調整等もしくはあなたたちが仮設を設置する関係会社と調整して契約が終わったら3カ月では稼働できるという予定ですか。

○中坊 陽委員長 親見主幹。

○親見善人グリーンヒル三郷山主幹 まず、ユニットを手配する必要があります。うまくいけば、着工から性能保証が出るまで最短で3カ月、最長で4カ月かかると考えております。それは業者から確認をとっております。

○中坊 陽委員長 土居副委員長。

○土居一豊副委員長 そうしましたら、ここの点線を入れるときには3月ではなくて点線は契約が終わってから4月までに入れておくべきじゃないですか。最大4カ月かかるのであればやはりこうして出すときには4カ月最大かかりますよ、もしくは3月から4月のところは、早ければ3月、遅ければ4月、私たちにもっとわかるように契約が終わってから稼働まではどのくらいだということを明確にしていきたい。

2つ目、仮設が動き出したら、今①で外部委託している分は直ちに仮設が動き出したからこれをとめることはできるんですね。

○中坊 陽委員長 長村所長。

○長村 優グリーンヒル三郷山所長 仮設の施設により排水基準が満たされた場合、外部委託はその時点で終了するということになると思います。

○中坊 陽委員長 土居副委員長。

○土居一豊副委員長 3番目の現在の既存施設を稼働させる、もしくは新たなものを建てるということを追求するにしても、来年9月1日までにそれは実行することは極めて可能性は低い、先ほどの答弁では20カ月かかるとか、もっとかかるとか、よって②の仮設をして、まず京都府から示されている是正命令をクリアしなきゃならない、これが大前提で②の仮設を優先する。②の仮設は、③の機能が動くようになるまでは②を稼働させていかなきゃならない。よって、この表にある来年の8月以降、9月以降も矢印は続いているけど、この矢印は③の関係でいつまで続くか今のところ見通しは立たないということの認識でよろしゅうございますか。

○中坊 陽委員長 長村所長。

○長村 優グリーンヒル三郷山所長 そのとおりでございます。もし万が一9月10日の履行が間に合わなければ、復旧が間に合わなければ若干仮設の稼働も延びるということで見えております。

○中坊 陽委員長 土居副委員長。

○土居一豊副委員長 要望します。今私が質問した内容については、委員会等に資料を出すときに、やはり資料でまずわかる範囲はわかるように記録していただきたいのと。資料に書き込めないところは説明の段階でしっかり説明していただきたいということを要望して終わります。

○中坊 陽委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 ないようですので、以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。

なお、本日、委員会の発言については速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査いたしますのでよろしくお願いいたします。

これをもって廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後0時28分閉会